

日之影町告示第86号

令和5年第4回日之影町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年11月17日

日之影町長 佐藤 貢

- 1 期 日 令和5年12月5日
 - 2 場 所 日之影町役場（議会議場）
-

○開会日に応招した議員

久保 優一君	小谷 幸治君
小川 輝久君	甲斐 睦彦君
一水 輝明君	河野 學君
甲斐 徳仁君	高館 英嗣君

○12月8日に応招した議員

同上

○12月14日に応招した議員

同上

○応招しなかった議員

なし

令和5年 第4回 日之影町議会定例会会議録 (第1日)

令和5年12月5日 (火曜日)

議事日程 (第1号)

令和5年12月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 同意第12号 教育委員会委員の任命について
- 日程第6 承認第12号 専決処分事項の承認について (専決第12号) (令和5年度日之影町一般会計補正予算 (第5号))
- 日程第7 議案第56号 日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第57号 町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第58号 日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第59号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第60号 日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第61号 西臼杵広域行政事務組合規約の変更について
- 日程第13 議案第62号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第14 議案第63号 令和5年度日之影町一般会計補正予算 (第6号)
- 日程第15 議案第64号 令和5年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第3号)
- 日程第16 議案第65号 令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第17 議案第66号 令和5年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第18 議案第67号 令和5年度日之影町奨学資金事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第19 議案第68号 令和5年度日之影町介護保険特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第20 議案第69号 令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第2号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告 諸般の報告
- 日程第4 報告 議長が決定した議員派遣
- 日程第5 同意第12号 教育委員会委員の任命について
- 日程第6 承認第12号 専決処分事項の承認について（専決第12号）（令和5年度日之影町一般会計補正予算（第5号））
- 日程第7 議案第56号 日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第57号 町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第58号 日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第59号 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第60号 日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第61号 西臼杵広域行政事務組合規約の変更について
- 日程第13 議案第62号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第14 議案第63号 令和5年度日之影町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第15 議案第64号 令和5年度日之影町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第65号 令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第66号 令和5年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第67号 令和5年度日之影町奨学資金事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第68号 令和5年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第20 議案第69号 令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

出席議員（8名）

1番 久保 優一君	2番 小谷 幸治君
3番 小川 輝久君	5番 甲斐 睦彦君
6番 一水 輝明君	7番 河野 學君
8番 甲斐 徳仁君	9番 高舘 英嗣君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 富士本浩一郎君 録音係(総務課係長) 甲斐 貴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	佐藤 貢君	副町長	……………	甲斐 敏弘君
教育長	……………	橋本 範憲君	総務課長	……………	押方 明弘君
会計管理者	……………	津隈 富美君	地域振興課長	……………	工藤 富士君
町民福祉課長	……………	押方 誠君	税務課長	……………	谷川 靖君
農林振興課長	……………	平川 誠二君	建設課長	……………	佐藤 尚君
保健センター所長	………	甲斐 康弘君	病院事務長	……………	甲斐しおり君
教育次長	……………	平川 浩二君	代表監査委員	……………	小林 政隆君

午前10時00分開会

○議長(高館 英嗣君) おはようございます。傍聴者の皆様におかれましては、大変御多用のところ議会傍聴においでいただきまして、誠にありがとうございます。

会に先立ちまして、御案内申し上げます。甲斐睦彦議員におきましては、諸般の事情により起立採決が困難なため、挙手による採決といたしておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。また、発言等におきましても着座においての発言となっておりますので御理解いただきたいと思えます。

それでは、これから令和5年第4回日之影町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長(高館 英嗣君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番、一水輝明君、7番、河野學君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長(高館 英嗣君) 次に、日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの10日間にしたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月14日までの10日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に出席を求めた説明員の職、氏名は、お手元に配付したとおりであります。

議長報告については、さきに報告書を配付していますので、これを報告といたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4. 議長が決定した議員派遣

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第4、議長が決定した議員派遣を報告します。

議長が決定した議員派遣は、10月26日、九州中央道西臼杵議会特別委員会による熊本市ほか熊本沿線議会への要請活動に、副議長、甲斐徳仁君、議員、河野學君を派遣。

11月13日、五ヶ瀬町で開催された西臼杵郡議員大会に、全議員を派遣。

11月21日から22日の2日間、東京都での九州中央道西臼杵議会特別委員会による要望活動に、副議長、甲斐徳仁君、議員、河野學君を派遣。

議長が決定した議員派遣は、以上3件であります。

日程第5. 同意第12号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第5、同意第12号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 同意第12号教育委員会委員の任命についての提案理由を説明いたします。

教育委員会委員であります森山浩一氏が、令和5年12月31日をもって任期満了となります。

つきましては、同氏を引き続き委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、質問をさせていただきたいと思いますが、まあ本件につきましては私たちもこの教育委員ですね、森山さん。非常に聡明な方で、また引き続きということでもありますので大変ありがたいなとそういう気持ちはいたしておりますが、その教育委員会のいわゆる活動なり定例会なり年に何回開催をされ、そして今本町の直面する教育委員会、所管される教育委員会のほうでですね、課題・問題点があれば、お聞かせを頂きたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（平川 浩二君） 教育委員会の定例会におきましては、毎月1回開催しております。本年は、11月までで今8回開催をさせていただいております。

本町の教育の課題といたしますと、やはり現在人口減少に伴いまして児童生徒の減少、またそれに伴いまして複式学級の増加等がございます。その部分につきまして、子供たちの教育環境を損なわないようにしていくことが大事かというふうに考えておりますので、そういった学校での教育の体制の維持というのが課題かなというふうに感じております。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件のため、討論を省略して会議規則第81条の規定により直ちに採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。本案は、討論を省略して直ちに採決することに決定しました。この採決は起立によって行います。

日程第5、同意第12号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、同意第12号は原案のとおり可決されました。

ここで、ちょっと再度御案内いたします。質問と答弁をされる際は、強制ではないのですが、できるだけマスクを外していただきまして答弁いただけると聞き取りやすいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第6. 承認第12号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第6、承認第12号専決処分事項の承認について（専決第12号）（令和5年度日之影町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 承認第12号専決処分事項の承認についての提案理由を説明いたします。

専決しましたものは、令和5年度日之影町一般会計補正予算（第5号）であります。

まず、歳入について申し上げます。

国庫支出金は、総務費国庫補助金で4,849万3,000円の追加。以上、歳入補正を4,849万3,000円の追加とし、歳入総額を70億2,689万1,000円といたします。

次に、歳出について申し上げます。

総務費は、国の総合経済対策に伴う物価高世帯支援給付金事業に係るもので4,849万3,000円を追加。以上、歳出補正を4,849万3,000円の追加とし、歳出総額を70億2,689万1,000円とするものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは質問させていただきますが、今ありますように専決処分ということで、これ議会のほうにも専決させていただきたいという旨の御報告がございました。

1日でも早くこの物価高騰対策交付金を支給したいということでもありますので、総務省も国も少しでも早い段階での交付金というふうな動きでありました。

そこでお尋ねをしたいのは、おおむね予想されるその実行日ですよね。それぞれの世帯に7万円が交付される予定、大体のところではよろしいですが、お聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） ただいまの質問について、お答えをいたします。

今回の国の総合経済対策に伴います物価高世帯支援交付金事業につきましては、国のほうで基準日が12月1日ということで定められました。それによりまして、今週、今現在支給対象者の抽出作業等を行っているところでございます。今週いっぱい確定させまして、来週頭に支給決定通知書のほうを送付したいというふうに考えております。

5月基準で支給しました3万円を支給した世帯につきましては口座等分かっておりますが、前回もありましたが、口座等を変更していただきたいという申出等もありましたので、約1週間程

度そういう口座振込先の変更申出の期間を置きまして、12月22日金曜日に第1回目の口座振込を実施したいというふうなスケジュールで考えているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 少しでもスピーディーに早く、12月中には届けて振込が終わるようにお願いをしたいなど、そういうふうに思います。

これ県内17町村あるわけでありまして、参考までに、例えば17町村で専決を、本町の場合は専決しましたが、例えば12月議会の初日に提案というそこら辺のリサーチは総務課なり所管課では参考までにしているんですかね、お聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） お答えいたします。

県内17町村の取組状況については、聞き取り等をやっておりますので把握していない状況でございます。また状況等を確認させていただきまして、後ほど説明をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） なぜそういう質問したかと申しますのは、例えば過去の5月の3万円の基礎的データがあるわけでありまして、それから事務作業は十分にしていけば、例えば本日が12月5日の初日、ここで議案として上げてこの今福祉課長がおっしゃった第1回目が12月20日か、この辺りには十分間に合うような可能性はなかったんですかね。

私は、専決が悪いと言っているんじゃないんですよ。過去の基本データがベースとなって、それに事務作業をしっかり進めていけば、専決せんでも、逆に言うなら本日提案という形も取れないことはなかったのかなと、ふとそういうふうに思いました。そこら辺りは、総務課長どうですか。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） この件につきましては、選考者のシステム改修のほうは11月の20日ぐらいの週に前もって入ってくるというようなことがありまして、そういったのを早めにやっていって早く準備をしたいということで専決をお願いをしたところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ちなみに、そのデータベースは、例えば県北、西臼杵辺りは同じデータベースではないということですね。それぞれ違うわけですね、会社が。という理解でいい

んですかね。

○議長（高館 英嗣君） 町民福祉課長。

○町民福祉課長（押方 誠君） 質問にお答えをいたします。

高千穂、五ヶ瀬と業者が日之影はちょっと違っております。早めにさせていただいたのが、やっぱりテスト環境等の設定等がございまして、まだ基準日等がはっきりしなかったというところ、11月末から12月頭というような形で基準日等がはっきりしなかったところもございました。

なるべく早めに準備をさせていただきたいということで、専決処分をお願いをしたところでございます。

先ほども申しましたが、口座等分かっている方、変更の申出等も前回ありました。そういうのを勘案しますと、支給日が12月最終の週になるかなという予想を立てましたので、なるべく早く支給したいということで専決処分をお願いしたところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第6、承認第12号について、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、承認第12号は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第7. 議案第56号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第7、議案第56号日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第56号日之影町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の

提案理由を説明いたします。

令和5年8月7日の人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月17日に成立しましたので、国家公務員に準じて措置するものであります。

改正の内容は、初任給及び若年層の給与月額の上上げ、一般職員の期末手当と勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月、定年前再任用短時間勤務職員の期末手当と勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.025月上げ上げるもので、令和5年4月1日に遡及して適用するものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はないでしょうか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、給与に関する条例の一部を改正する条例について質問いたします。

このたびは、人事院勧告に伴い、一般職の給与に関する条例の一部を改正するということではありますが、今まで日之影町で人事院勧告に準じなかったことなどはあったのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 答弁を求めます。町長。

○町長（佐藤 貢君） 職員からずっと私が一番古いようでありますので。私が職員時代にはありました。準じなかったこともあったと思います。そう頻繁ではなかったと思いますが、まだ私が若い頃でありましたので、そういう記憶がございまして、何年度とかというのはちょっと記憶がありませんけれども。聞きましたら我々は知らないということでありますから、私が答えさせていただきます。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） あったということで、相当前のことということであれなんですけれども、今回一般職の給与引上げについて人事院勧告に準じなかった場合、何か次の人事院勧告に障害が生じるようなことがありますでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 次の人事院勧告に障害があるかということですかね。これは、国のほうの国家公務員を対象として人事院が設置されて、人事委員会が民間給与との国家公務員の一般職の給与の、一般企業の方々の給与体系を調査をして決定するものでありますので、それに基づいて地方公務員のほうも給与改定をということで通達が来ておりますので、うちがもしその人事院勧告どおりにやらなかったといっても次に何かあるかということはないというふうに見ております。

ただ、国のそういったのではないと思うんですが、職員間のほうで職員の不都合が出てくるというふうなところは出てくるというふうには思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） ちょっと補足させていただきますが、議員御存じかと思いますが、人事院勧告というのは公務員に争議権がない、いわゆるストライキ権がないという代償ということで人事院勧告制度が設けられております。

本来ですと、使用者と労働者が話し合いを持って、いわゆるそれに納得しなければストライキを打ってもいいというのが労働者と使用者との間でのことですけど、公務員にはその争議をする権利がありません。その代償として人事院勧告があるわけですので、これを人事院勧告を無視といえますか、いわゆるそういうことであれば、公務員にもストライキ権が必要ではないかという話になってくると思います。

いわゆるいろんな考え方があると思いますけど、日之影だけいいんじゃないかとかいると思いますけど、やはり世の中に基準というものがあると思います。これが、人事院勧告が今回は上がりますけど、上がるだけじゃなくて当然下がることもあるわけです。そのときに、過去には下がったこともありますので、それに基づいて今まで、町長は記憶があるかもしれないけど私40年近く役場に勤めておりますが、そういう代償の代わりとして人事院勧告があると。上がる時にも人事院勧告どおり、下がる時にも人事院勧告どおりやってきたものですから、それがやはり今回から人事院勧告とおりせんでいいかという、やはりそれは不都合があるんじゃないかというふうに私は考えておるところです。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。一水輝明君。

○議員（6番 一水 輝明君） 今回、人事院勧告ということでございます。本町の職員、これは特にこういう中山間地の中で職員の採用問題等いろいろと課題が最近出てきておりますし、職員等も一生懸命頑張っておりますので、私はこういう給与改正についてはもう人事院勧告に伴い、やっぱりやるべきだというふうに思っておりますが、これを承認した場合、可決した場合におおむねどの程度金額のものか御示しをお願いしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 今回の人事院勧告に伴いまして、期末勤勉手当が0.1月職員上がりますけれども、それと若年層を主体として賃金改定が行われていまして、高卒で1万2,000円、大卒で1万1,000円の初任給が上がります。それに伴いまして、俸給表、給与表が改定になります。そういったもろもろを含めまして、全体で1,000万程度という形で考えているところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 一水輝明君。

○議員（6番 一水 輝明君） 全協の説明の中で、この上がった分は地方交付税金の対象という言い方をされたところですが、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） お答えいたします。

総務省のほうから11月10日に通知のほうが来ておりまして、その中で給与改定、国家公務員に伴います給与改定に伴いまして地方公務員の給与改定も実施をする場合の一部財源として地方交付税のほうも増額をするというふうな通知が来ているところでございますので、今回上程をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はないでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） これも、先般、総務課長のほうから若干確定ではない予想の段階における数字をお聞かせを頂いたわけでありましてけれども、新年度の新規職員採用者数。それから、今年度に退職される職員の方。そして、さらには後期のほうで本町に入庁予定と言われる方々。今、計算上ではどれぐらいになりますかね、大体積み上げたときに。新規の分と退職者の分、そして本町の職員条例定数からいくと、その差といいますか、そこら辺の差異はどれぐらいありますか。数字上ですよ、予想される数字上として。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 御質問にお答えいたします。

現在の採用予定人数につきましては、第1次と第2次の採用試験が終了したところでございますが、そういった中で現在11名の内定を出させていただいたところでございます。

退職者につきましては、現在6名の方が定年退職ということでお伺いしているところでございます。

条例定数につきましては、条例上は145名ということで条例定数はなっておりますけれども、現在の職員数は130名ということでございます。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 今答弁ございましたが、あくまでも予定という数字ではありますけれども、現在の実数が130ですか。これは、結局この予定数値がこのまま移行したとしたときにその11名の方が内定をされて6名の方が退職されるということになるわけですから、その

数字はこの計算上ではどげんなつとですかね。130じゃから、足さないかんわけかな。（発言する者あり）5を足せじゃねえして。それが、どげんなるんですかという質問だったじゃないですか。あんたが勝手に足しなよちゅう話なのかどうかは分かりませんが。

ということは、予想される正規職員数としては135名ということでもいいですね。

○議長（高館 英嗣君） 答弁は。総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 現在の先ほど答弁しました数値で予想しますと、議員おっしゃられますとおり135名ということになるろうということ考えております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 同僚議員からも質問ありましたように、やっぱり若い職員の方々がモチベーションを持って働くためには、もう昨今の給与体制は非常に安いんじゃないかなと正直思うんですよ。これは一般質問にも出ましたが、若手職員が非常に諸般の事情で辞めていかれた経緯がありました。

これが給料がイコールではないんだらうというふうには思いますが、これが給料がある程度県下を通して、県内を通して日之影町は基準以上に行っているポジションにあるとして、そして職場が楽しければそりゃ辞める理由はそこにはないですよ。

でも、残念ながら若い20代を中心に辞めていった状況であります。それは本人の人生ですから、本人がそういう選択をしたんであれば仕方ないわけですが、せつかくふるさとに帰り、自分の将来の夢を見つけて入庁したわけでありますので、やっぱりそういった方々が、今は昔と違います、昔は非常に厳しい時代でありましたから。

でも、今は全然社会環境が変わりましたので、やっぱりそういった給料ベース的にはしっかり出していくというのが一番あるべき姿かなと、そういうふうに思っておりますので、ラス基準もいつも毎回定例会では質問させていただきましても、ラスが一つの指数でありますので、そこら辺りはしっかり当局のほうで今後の検討課題としながら、若い人が多く集って日之影役場で働きたいと、日之影町のために仕事をしたいと、そういうふうな環境づくりも大事じゃなかろうかなと、そういうふうに思っておりますので、またひとつよろしく検討方お願いしたいと思えます。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） ありがとうございます。

今ちょうど日之影町役場、こう切り替わる時期かなというふうに思います。昨年、今年度、来年度にかけて課長クラスまで行った人たちが大量に退職をして、その関係で11名ほどの採用を予定をしておるといようなことでもありますから、議会の皆さんも窓口いろんな各課を行っても

非常に若い職員が多くなったのではないかなということで、やはり彼らも頑張っておりますけれども、やはりずっと長年の経験した仕事内容をどうやってつなげていくのかというのが一番の今後のうちの役場の中の課題かなというふうに思っています。

採用試験の中身等詳しくは申し上げませんが、町内出身の方が帰ってきてくれるのが、こんなことを言っているのかどうか分かりませんが、やはりそれをみんな私自身も望んでおりますけれども、なかなかいらないのが実情であります。

そういうことで、町外の方からも来ていただきながら運営をしている。日之影町は、割と採用が確保しておりますけれども、高千穂、五ヶ瀬を聞いてみますればやはり厳しいというお話も聞いております。その一助としては、やはり今甲斐議員がおっしゃったように、給与体系、全県下で採用試験、統一試験とかするわけでありまして、そしてその中でやはり給与がいいところとか便利がいいところとかそういう形に流れるのかなと思いますし、一番はやはり民間が非常に高額、高い給与で若い人を採用していくから、公務員人気というのは非常に今低くて、危機感を持っております。

特に、技術職、土木と建築を公募しましたがけれども、残念ながらおりません。1月になって、さらにまた土木職、建築職を公募したいというふうに思っております。話を聞いてみますれば、全然その給与体系が民間のゼネコン、そういったところに比べたら何ら対応もできない。ただ、それだけで対応ができないということではないと思いますので、やはり日之影というか、ふるさとで魅力がある職場環境なりそういったことも大事かなというふうに思っておりますので、今甲斐議員がおっしゃったようなことも踏まえながら、ラスはやはり国に準じた形である程度の線は引くことは当然でありますけれども、何ら低ければいいということは思っておりません。

そういうことを踏まえて、職員の給与体系も踏まえながら、職場環境も踏まえながら今後取り組んでいかせていただきたいというふうに思いますので、また御理解賜るようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第7、議案第56号について、原案のとおり決することに賛成の諸

君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第57号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第8、議案第57号町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第57号町長、副町長及び教育長給与条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

令和5年8月7日、人事院は国会及び内閣に対して国家公務員の特別給を一般職の職員に準じ、引き上げる勧告を行いました。

これに伴い、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月17日に成立しましたので、国家公務員の特別職に準じて措置するものであります。

今回の改正は、町長、副町長及び教育長に係る期末手当の支給月数を0.10月引き上げるもので、期末手当の基準日となる令和5年12月1日に遡及して適用するものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。一水輝明君。

○議員（6番 一水 輝明君） 今回、また特別職のほうも準じて上がるということでございます。

0.1か月引き上げるということですが、我々もそうでありますけれども、町長、副町長、そしてまた教育長も特別職という立場で今頑張っておられます。職員のトップとして頑張っておられます。町長はまた町村会の会長としても頑張っておられますし、大変な公務だろうというふうに想像もしております。

そういった中での勧告であります。先ほどありましたように、公務員の頑張りも本当に頑張っておりますので、私たちもそれは認めて可決しているところではあります。総務課長にまたお尋ねしますが、このベース引上げ分というのはどのくらいの金額になるのかだけお聞かせください。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） お答えいたします。

町長、副町長、教育長に係ります期末手当の増額分ということでございますけれども、全体で20万3,000円ということでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はないでしょうか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 一般職は、先ほどありましたように、大変いいことではあるんですけども、我々特別職ということになりますと、あくまでも提案理由はよく理解はするんですよ、理解はするんですけども、特別職等につきましては報酬等審議委員会がありますよね。

そこで、お尋ねをしたいのは、この人勧に関するベースアップなりダウンなり、これ報酬等審議委員会を開いて意見を求めているんですかね。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） お答えいたします。

人勧に伴う分につきましては、報酬等審議委員会で協議はしていないところでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） じゃあ、何のための報酬等審議委員会なのかというのが、私はこれは基本になるんじゃないかなというふうに思うんですよね。国が決めれば、これはあくまでも準用する、措置するという。特別職に関しても一般職と同様に措置をするということでもあります。

でも、措置をしたから、国が、人勧がそういう勧告をしてきたから、でも町にそれぞれ、市町村には報酬等審議委員会という識見者を集めた会がありますよね。そこに、意見は求めなくても報告なりをやったりする必要はあるんじゃないんですか。上げるか下げるときのときだけに報酬等審議委員会を開催して、下げるときに報酬等審議委員会を開催するちゅうのはないかなとは思いますが、上げるときにはその委員会に諮って、今回国が決めたからそこはやらないと。

私がもし報酬審議委員会の委員であれば、それはおかしいんじゃないのと。確かに国が措置したんならそりゃそれでいいけど、報告ぐらいはしてよねということにならんですかね。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） まず、報酬等審議委員会につきましては、この今回の人勧とかではなくていわゆる報酬の基礎金額、そのベースである私たちとか議員の皆さん方の報酬のベースとなる金額の審議をしていただく機関でございます。

この人勧に基づいて上がったたり下がったりするのを審議してもらうのかというのは、基本的に

それはしない団体でございます。

それが、報告が必要なかどうかというところは、ちょっとおっしゃられたとおり、今回こうなりましたよというのが本来なら丁寧な部分なのかもしれませんが、基本的に報酬等審議委員会というのはベースとなる報酬の金額を審議していただく。当然上がるときにも、当然下がるときにも審議していただくというような機関となっておりますので、今のところその方々に人勧に基づいて上がったか下がったかということについての審議なり報告なりしていただくことはございません。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） これは考え方だろうと思いますが、報酬等、特別職のみならずほかの外郭団体等の非常勤の報酬もそれは含まれているから等ってそこでつくのかどうかは存じ上げませんが、基本的にベースアップ等々の人勧の勧告等についてはそこは審議はしない機関ですと副町長おっしゃいましたけれども、別に審議はしなくてもやっぱりそこはしっかり報酬等審議委員会にはそういった閣議決定なり人勧の勧告が渡った日には文書ベースでもこういうことになりましたというものはないとですよ。上がる時だけ、ベースアップのときのじょう、その委員会が開催して決めてくれち。

その基礎ベースがとか副町長おっしゃいますけども、どの基礎が正解論なのかもないんですよ、これ。三役の特別職と議会にはないですわ。ただ、その26市町村の平均とか17町村の議会の平均が基礎になるのであれば、それは私はおかしいなと正直思うんですよ。

だから、やっぱりそのためにエキスパートな方々、報酬等審議委員会にはできる人を選んだんでしようから、出来る人を。できる団体にはそういった報告なり相談なりというのは私はしっかりしてほしいなと思うんですよ。それ知らないちゅうことになると、これは逆に本末転倒になると思うんですよ。

報酬等審議委員会がこういう勧告をして、今回12月議会の初日に上がりましたよとか新聞報道とかで知ったときに、決して私はいい気持ちはしないんじゃないかな。そういうふうに思いますので、今後はひとつそこは慎重に確認作業を含めて、ほかの町村等の意見も拝聴されながらやっていっていただきたい。

私は、確かにモチベーションを上げるためには責任報酬、議会とか町の常勤特別職は責任報酬対価というものが基本だろうと思うんですよ。1年365日、今日は土曜日だから休みですということにはならんですよ、三役と議会は。

じゃあ何をもっての基礎ベースなのかというその算出基準が少ないものですから、やっぱりこういうベースアップになると多種多様な意見が出るわけですよ。ただ私が一番気にしているのは、町長は町村会の会長を今拝命をしていますから誰よりも事務レベルでも詳しいだろうと思

いますが、4年に1回の退職金がありますよね、三役の皆さん方は。恐らく月額給与の20か月分ぐらいが規定じゃないですか。

だから、単純計算で言えば月額50万の人は1,000万という話ですよ、4年に1回。4年に1回1,000万ちゆうことは年間250万なんですよ。給料とは別に退職手当をやっていますんで。

これが、人勧の勧告にじゃあそぐうのかと。1期4年ごとの退職金はしっかり担保し、職員を上げたから三役の特別職までベースアップをした。総額20万ほど。これが、地方公共団体における、その地方公共団体の有する市町村の平均給与所得でなくてはならないというのが基本根幹ですわ、自治法上読むと。

でも、現実を決してそうじゃない。ただ、若手はもういいですよ。今からの子育て、日之影町の責任世代としてがんがん頑張っていかなきゃならない。でも、3人の特別職、年齢的にも生活的にも、そこはどう思われます。それでも上げないけない理由がありますかね。私は、いつもそこを疑問を思うんですよ。

普通、通常退職金というのは、1企業二十歳で入って60歳で退職したって一生に一回、一度ですよ、退職金というのは。それを、4年ごとに退職金がもらえる。まだその制度もしっかり残している。地方自治法上は常勤特別職は退職を引き当てることはできると。できなくてもいいんですよ。できる旨の規定をうとうとるだけですから、あれは。できない市町村があっても、しない市町村があっても私はいいと、そういうふうに思うんですよ。

それが、本町だけで無理であれば町村会長として20か月ルールを2分の1の10か月ルールでもすると。そういうもう時代じゃないでしょうかね。いかがですか、町長、そこら辺の考えは。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） 甲斐議員おっしゃることは理解をするわけでありましてけれども、だからそれをやりますとかどうしますということは答弁を控えますけれども。

町村会の中でもそういった意見というかそういう集約をしておりますけれども、現時点で先ほどからありましたように土曜、日曜なく365日の中の報酬対価、その報酬が宮崎県、全国の首長の月額給与もう最低限であります。他の自治体、全国の給与実態調査という本がありますけれども、そういったことを踏まえた中で、だからこれでいいのかということにはならないわけでありまして、そういうことで今まで来ているんだろうというふうに思います。

私は、記憶をしておれば甲斐議員といろいろと議論をした中でも、以前議会議員の報酬を上げる相談を申し上げたこともございますけれども、そのときにもやはり特別職、町長たちの報酬についても県内最下位、下から2番目か3番目、こういうことじゃいかんし、議会議員に対しても低い。そういうことで引き上げましたけれども、やはり高千穂、五ヶ瀬に比べれば引上げ幅が少

なかったと。

そういうことを踏まえて、特別職また議会議員の報酬については引き上げて、それだけのことをやっているじゃないかというようなお話を私は甲斐議員が議長のとくだろうと思いますけれども、してきたつもりでもありますから、そういった中で先般におきましてこの人勧に伴う期末手当、それについては議会議員の方の引上げについても提案をさせていただく。そして、特別職も提案する。そして、これから執行部と議会で勉強しながら、できれば全体の議会議員の報酬、それじゃあ若い人たちは成り手はいないじゃないかという議論が議会のほうからも私はあったというふうに記憶をしております。

そのためにも、こういうことを通じて報酬等についての研究をぜひさせていただきたいというようなことを申し上げてきたというふうに思いますので、そういう中で今の御質問等についても対応することかなというふうに今お聞きをしながらお答えをしているところでございますので、全て答弁にはならないかと思っておりますけれども、今後そういう形で報酬をどういうふうに議会議員または町長たちの報酬考えていくのかというのは今後の課題ではないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 次の第58号で特別職出てきますので、そこで質問、質問といえますか、ここはもう我々ですから討論ということになるんだろうというふうに思いますが、今町長の答弁を聞いておまして確かに私もその記憶はございます。

ラスパ的に日之影町そして首長、たしか17町村で下から、最下位じゃなかったかなという記憶をしておりますが、私の記憶が正しければですね。だからこそ、人勧ではなくて報酬等審議会を開いて、そして副町長にはお話をしましたけれども、やっぱりそこには議員のOBなりそういう経験者が複数いて、参加しなくても意見の聴取をして、そしてやってきた人しか分からない多くの苦労、悩み、そういうものはやった人しか分らんじゃないですか。町長をした人、議員をした人、議長をした人しか分らんですよ、これは。その家族の苦悩も含めてですね。

だから、やっぱりそういう総合的なものを議論するためには報酬等審議委員会をしっかり開いて、そこで常に問題提起をして積み上げていく。1回して結論は当然出るわけじゃありませんから、年に複数回開いてよりよいものをよりよい角度から検証して作っていく。私は、それじゃないといかんと思うんですよ。

人勧は、あくまでも国家公務員に準じた地方公務員のベースアップを言う。そして、措置的には特別職にもそれは措置をして適用しなさいという、言うならフレーズのおまけみたいところが私はあると思いますから、ここはあんまり触ってほしくないんですよ。というのは、議員は政

治家です。町長は政治家。政治家の責任報酬は、政治家が自ら決める。私は、それは基本だろうと思う。じゃないと、ここで上げたらなかなか次の報酬アップは議論が厳しくなるんですよね。またやと。主権者はまたやしかないんですよ。それが、幾ら上がろうが。3,000円上がろうが、5,000円上がろうが、またやなんですよ。

だから、我々はしっかり自分たちの責任の名において上げる。上げたことについての説明責任は、町民にしっかり政治家である我々が説明をする。それが、町長も以下同文。やっぱり、私はそういうのがあってしかるべきというふうに思うんですよ。それは私がそう思うだけで、ほかの人はどうか存じ上げませんが。

だから、極端に言えば、町長のほうが提案者となって議会の議員の報酬を上げる。提案による説明を町長自らする。そういうパターンも当然あっていいわけですよ。我々は、非常に自分のことながらやりにくい場面もありますから。逆に、町長の部分は議会のほうからこれじゃあまり低くないかという提言を受けてやるというパターンもあります。

今962の町村が全国ありますけれども、政務調査費がある町村は195だそうです。約2割。行政幹部の皆さん方はどうお思いか分かりませんが、我々は政務調査費もございませんし、福利厚生、退職金もございません。4年後が保証を全くされていない特別職ですよ。そして、政務調査の名の下に研修をします。政務調査費はありませんから、頂いた報酬を積立てをしてそれを研修費として使うと。

行政幹部なら知っているはずですよ、なぜ議員に成り手がいないか。保証がない、政務調査費がない、報酬は安い。出らんですわね、子育て世代は当然。だからこそ、ここも含めて一緒になって全体で未来の日之影町をよくしたい、町を作っていくのであれば優秀な人材を求めるのは普通でしょう。

それは議会のこっちだから議員さんたちがやればいけないですかちゅう話じゃないんですよ、これは。やっぱり全体でその機運を醸成していくというのが私は必要だろうと。

これは58号で言おうと思っちょりましたけれども、先言うてしまいましたので58号ではなかなか討論はできなくなりましたけれども。私は、何も町長の答弁を否定したわけじゃないんですよ。やっぱりこんな小さい町で実際成り手不足になって若い人全然来んわけですから、じゃあその課題をどうやって解決するんだ。それを行政幹部と議員が一緒になって町民にしっかり説明をする。それが一番いい方策だろうと思っております。答弁があれば、町長お願いしたいと思えます。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） ありがとうございます。

今回、57号、58号で私のほうから提案という形を取らせていただいております。このこと

については、その期末手当の人勧絡みでありますから、今甲斐議員がおっしゃったように、その基となる議員報酬の在り方あるいは三役の報酬の在り方、そういったものを双方がやはり議論をした中で一致して動いていくというのはこれはぜひお願いしたいというふうに思っています。

というのが、以前私議長さんにもお話を少し申し上げさせていただきましたけれども、やはり若い人が成り手がいないから、なら報酬を上げていく。しかし、それをコンセンサスを得るためにはどのような形でいいのかと。基礎となる報酬を上げるときには報酬等審議会でありますけれども、今御提言があったように、その学識経験者のみだけでいいのかどうかというのはまさにそうだなというふうに思っています。経験者、そういった人の意見を聞くとかそういうことについては先ほどから御意見もありましたので、今後報酬等審議会どのような在り方でしていけばいいのかというのは内部で考えればいいことでもありますから、そのような流れの中でいきます。

私自身も、その議会の議員の皆さん方の報酬を含めて、成り手不足がそれは議会のこっちゃわという思いも全然ございませんので、ぜひこの報酬の在り方等についてはやはり今後議会また行政いろいろ意見交換しながら、時期を見て議員報酬を思い切って上げるなら上げるとしたコンセンサスを得ながら提案をさせていただき、そのような形で私は議員報酬を、こんなこと言ったら失礼かもしれませんが、議員報酬を上げてやるんだというときにはやはり首長提案が一番いいのではないかなというふうに私は思っておりますので、そういう心構えの中で今後の議会あるいは特別職の報酬の在り方については考えていきたいというのが私の偽らざる気持ちでありますので、また御理解いただいて御指導賜ればありがたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 先ほどの報酬審議委員会の質疑応答の中で重なるところがあるかもしれませんが、私なりに昨年この人事院勧告に伴う引上げを1年間考えてきたところがあります。

前年、同僚議員の質問に対しての町長の答弁の中に、「日之影町の一般職を含めた賃上げとか期末手当等が出れば、やはりこれに準じた形での社会福祉協議会あるいは民間の会社あるいはそういった方々へも波及していくような形にしなければ、こういう厳しい賃金体系ではいけないのかなという思いもありまして」という発言がありました。

このたびのこの議案が出されるに当たって、日之影町の事業者、あのですね、168ぐらいだったと思うんですけど、3名以上、5名以上ということでくくりをつけてもいいと思います。行政のほうでこの民間事業者、賃上げが行われたのかどうか。前年の人事院勧告に伴う引上げについて効果があったのかどうか、賃上げについてですね。調査されたのかどうか、そのところをお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） よろしいですか。地域振興課長。

○地域振興課長（工藤 富士君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

町内で地域振興課で所管しております事業所156件程度というふうに思っておりますが、御質問の中にありました賃上げの状況については把握はしておりません。ただ、そういった厳しい状況の中でスタッフを抱える退職金等に対する支援とか、通常のそういったスタッフの確保するための支援等は継続してやっているといった状況でございます。

また、いろんな最低賃金の中で人を、雇いをしているという事例がございましたので、そういった見直しも随時行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） ちょっと補足をさせていただきますが、社会福祉協議会につきましては、この人事院勧告を基に来年度の給与体系が決まるようなシステムになっておりますので、当然社会福祉協議会は上がっております。

先ほど地域振興課長が申しましたが、最低賃金が上がるということはやはりどっちが先か分かりませんが、最低賃金が上がったから人事院勧告が上がるのか、人事院勧告が上がったから最低賃金が上がるのか、それはその鶏が先か卵が先かの話になると思いますが、そういう意味でやっぱり最低賃金にも影響してくる。

やはり、特にこのような小さい自治体ですので、役場の給与とか最低賃金というのが多分ベースになってこられると思うんです。なかなかその経営者側からの話をすれば厳しい部分はあろうかと思いますが、やはり国の今の流れの中で賃上げという、賃金を上げて景気を良くしていこうというこの国の流れの中で私たち自治体はそれはなかなか厳しい部分はあろうかと思いますが、やはり自分たちもそれに少しはやっぱり貢献するべきだというふうに考えておるところでございます。

○議長（高館 英嗣君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 最低賃金の引上げについて事業者の方々に、何名かですけど本当に、聞き取りを行いますと、出口の売上げが決まっているもので最低賃金が引き上がると、8時間から7時間に切り替えたりとかそういうことを行って対処しているという事業者の方もあったんですよ。

だから、最低賃金の引上げは私は賃金アップにはつながっているかどうか少し疑わしいものがありますが、そのところお伺いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 副町長。

○副町長（甲斐 敏弘君） 最低賃金につきましてはなかなか私たちの力の及ぶところではなくて、

国の制度というか世の中の流れでございます。

今おっしゃるとおり、そういう働き方というか、よく話があるのが130万の壁とかいろんな壁があつたりして、結局とどのつまりがもらう金は変わりませんよというような感じになっているという状況も新聞報道等で存じ上げているところでございます。

ただ、やはりそのだからといってこれをならやらないというのもまたこれは変な話でありますし、そこは今度物価高についてはまた後にちょっと追加で補正をさせていただきたいなと思っ
ているところがあります。国の物価高対策の交付金等で、やはり事業者も今困っているという状況
でございますので、そこら辺の支援もしていきたいなというふうには考えているところです。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第8、議案第57号について、原案のとおり決することに賛成の諸
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決されま
した。

日程第9. 議案第58号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第9、議案第58号日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償
及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第58号日之影町議会の議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関
する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

令和5年8月7日の人事院勧告に伴い、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する
法律が11月17日に成立しましたので、国家公務員に準じて措置するものであります。

今回の改正は議員に係る期末手当の支給月数を0.15月引き上げるもので、期末手当の基準

日となる令和5年12月1日に遡及して適用するものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。一水輝明君。

○議員（6番 一水 輝明君） 今回は、我々自分たちのことを自分で判断するということとなります。しかし、いろんな意見も出ておりますが、確かに引き上げということになるといろんな町民の皆さんの様々な考え方もある中でありますが、私の記憶で2年前には同じぐらいの引下げがございまして、去年はそれを保留してそのままで来ております。

当時の金額からいきますと、今回、そこでお尋ねなんですけど、先ほどから言いますようにどのぐらいのベースアップかということですが、記憶で私は30万前後だったと思っておりますが、今回の補正で0.15か月引き上げた場合にはどのぐらいの金額になるのでしょうか。

○議長（高館 英嗣君） 総務課長。

○総務課長（押方 明弘君） 今回の改定の分にとりましては31万1,000円ということでございます。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はないでしょうか。河野學君。

○議員（7番 河野 學君） 議長が質問はないのでしょうかですけど、誰が答えるのでしょうかね、これは。

しかし、金額が多い少ないにしろ、私は慣行どおり実施したほうがいいのじゃないかなと思っております。これテレビ放映されるからですよ、若い人たちが今までの報酬のように日之影は報酬を上げない、もう希望を何か失ってしまうんじゃないかなと思っております。

何年、いつ上がるか分からない、例え日之影が報酬も上がったにしても、やっぱり今度は五ヶ瀬、高千穂は上、いつまでたっても日之影が下になるんですよ。それじゃあいかなと思うとですよ、やっぱり。やっぱり金額が多い少ないは別として、やっぱり若い人たちが「ああ、俺もやってみようかな」とそういう気持ちになるようにせんとですよ、やっぱり子育てしながらできますわ、今の報酬は、実際。厳しいところがあると思うんですよ。

そういうところは、議長がもう一番体験しておられると思うんですけど、やっぱり上げるときはちゃんと上げておくと、そういう風習がずっと続いていくと、何かこう町民の顔ばかり伺っちゃって報酬が上がらない。若い者がやる気がなくす、出てこんとじゃないかなと私は心配しております。

先ほども言いました金額が多い少ないは別として、上げるときは上げておくと今から日之影町10年、20年、30年後は私は駄目になってしまうんじゃないかと非常に心配をしております。そういうことからしたら、やっぱり上げてもいいんじゃないかなと思うわけですが。これ、答弁どこがすつとかね。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） 先ほどの議案審議の中で甲斐議員がおっしゃったことも踏まえて、やはり今河野議員がおっしゃったように、若い人の成り手不足の中におけるこの議員報酬、そういったものについてやはり改めて両者といいますか、執行部、議会側と真剣にいろんな協議をしてやっぱり、私はインターネットをちょっと見ましたら、名前ちょっと忘れましたが、ある村ですね、やはり議員報酬を上げてその若い人が出てきたと。50代に平均が下がったと。そういう効果があるところも出ちゃったとですわ。

それを、課題もあるわけでありましてけれども、そういうことも一つの効果として出ている自治体もありますので、やはり今河野議員がおっしゃったように思い切った考えを持った中で私は考えていく時期かなというふうに私自身は思っておりますので、また今後議会の皆さん方とは、やはり議会の大変重要なことであると思っておりますので、協議をしながら進めていければというふうに今思っています。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 朝の全協では、反対と賛成討論があれば登壇をしてやっていただきたいという話でありましたが、なかなかそうも。私は、先ほどその57号で自分の意見は出したつもりでもありました。これは、議運の委員長どうしたらいいでしょうか。登壇して反対をしたほうがいいんですか。もうここでやったほうがいいんでしょうか。もうここで。（発言する者あり）

まずは、議会運営に関する事項ですから議運の委員長さんに御相談をしたんですが、議長と質問者にお任せをしますということであれば、私はこの場から先ほどのお話の若干の続きをさせていただきたいなというふうに思いますが。

これは、町長なかなか悩ましい、難しい話なんですよね、実は。全国でも、ある町は50万以上の報酬をやるということで踏み切りましたが、じゃあ立候補者が出たのかと、そうしたら出なかったと。だから、報酬を上げれば成り手が増えるわけがイコールということには決してないんだらうと、そういうふうに思います。

ですから、何をもって若い方々がじゃあ議員にあるいは町長選挙に熱量を持って自分が参画したいというのは、じゃあそこに何かあるのかということなんだらうと思うんです。ですから、私はあげたら、今回人勧で議会上げたらなかなか、さっきも言いますようにあげたら触りにくくな

るんですよ。これはもうデリケートな、敏感な金額の問題は、常に主権者はそこに目が行ってしまふんですよ。

ですから、もうこの定例本会議で、令和5年度はもうあまり残されておられませんから仕方ありません。令和6年度に報酬等審議委員会を数回開催し、三役の報酬そして議会議員の報酬をですよ、ここで抜本的に見直しをすると。日之影町はその覚悟を持ってやります。それをしっかりもう打ち出してやらんと、その人勧が来て下げた上げた。また何年後かに、特別職に至っては、私はもうそれは政治家ですから皆さん、政治判断の下にどんな批判も受けつつもやっぱ私はやらにやいかんと。

そして、次の時代を担う若い者にこれをしっかりお示しをして、このやり取りを見せて、やっぱり自分も願わくばそういう立つ位置を預かりたいという者が出てくれば私はもうそれは非常にいいことだろうというふうに思いますので。町長どうですか。この令和6年度に、この定例本会議で今日この日にそれをやると。一緒に議会もやりましょうよともうはっきり明言してください。

○議長（高館 英嗣君） 町長。

○町長（佐藤 貢君） もう構いません。ぜひそういう形で。令和、来年の3月議会でお願ひしかなかったですけど、ちょっと時間がかかりそうですので、令和6年中までに。6年の12月議会でもいいと思いますけれども。

やっぱり議会側また執行側、いろいろと資料を集めたりしながら勉強しながら堂々とできるような形にしたほうが、さっきも言いましたけど、町長からこういうことで議会議員の皆さん方の報酬もこうしますという形でお示しをすることは何ら。そして、その経過等について逐次報告をしていけば理解を頂くんじゃないかなと思いますから、そういう形のほうがこういう提案する私としてもいいです。

もうこの先ほどからありますように、河野議員がおっしゃったように、金額の少ないことだけじゃなくて、本当政策としてどうするのかということをお示しをする時期かなというふうに思いますので、ぜひそういう形で進めさせていただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（高館 英嗣君） 小谷幸治君。

○議員（2番 小谷 幸治君） 提案理由の説明があった後、質疑、反対討論、賛成討論で採決というほうに進むのが議員の務めだと思いますので。賛成討論の意見のようなものが出ておりますので、またそこら辺のところはきちっとその流れによって議事進行を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（高館 英嗣君） それでは、議運の委員長から御提案がございましたが、質疑の後に反対討論、賛成討論をとということです。ほかに質疑がなければここで質疑を閉めさせていただきます。

いと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） それでは、これより討論に入りたいと思います。討論はありませんか。
久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） それでは、私は反対の立場から討論させていただきたいと思いま
す。

今までのやり取りを聞いた中で大体考えがまとまってきたんですけど、私はあくまでも報酬は
労働の対価であるという考えからこのたび反対いたします。この1年間、日之影町議会は様々な
団体や集落などと意見交換会を行い、町民の皆様に町政をより広く知っていただくために議会の
テレビ放送などを行ってきました。

しかし、まだまだ今話し合われていた議員の成り手不足の解消や議会基本条例に載っている、
議会基本条例の見直しなどまだまだやれることはあったのかなと思います。金額の高ではなく、
今までの日之影町議会よりこの1年頑張ってきたという自負があるなら賛成するのもありかと思
います。

もう一つは、報酬の引上げには将来の長期的展望や計画目標を示す必要があると思います。果
たしてこの状態で可決してしまつては、町内の皆様にしっかりと将来の目標、展望、日之影町議
会は今からこれをやっていくんだというのがお示しできるとは私は思えません。

シンプルに言うと、労働の対価、これだけやった。もう一つは、今からこれをやるんだ。この
2つどちらかがなければ、私としては説明責任が果たせませんので、賛成はできません。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（高館 英嗣君） ただいま久保議員より反対討論がございましたが、賛成討論はないでし
ょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） それでは、討論なしということですので、これをもって討論を終結しま
す。

これより採決します。日程第9、議案第58号について、原案のとおり決することに賛成の諸
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されま
した。

一応1時間超えたのですが、議事日程、会計年度任用職員まで行くと切りがいいのかなとちょ
っと思いますので、次の日程第10まで進めたいと思います。

日程第10、議案第59号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第10、議案第59号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第59号第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

令和5年8月7日の人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が11月17日に成立しましたので、国家公務員に準じて措置するものであります。

改正の内容は、第1号会計年度任用職員に係る期末手当の支給月数を0.05月引き上げるもので、期末手当の基準日となる令和5年12月1日に遡及して適用するものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第10、議案第59号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

それでは、11時24分。1時間以上経過しましたので、ここで休憩を取りたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） それでは、次の開会を11時35分から再開いたします。暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

.....
午前11時34分再開

○議長（高館 英嗣君） それでは、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き再開いたします。

----- . -----
日程第11. 議案第60号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第11、議案第60号日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 、議案第60号日之影町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案理由を説明いたします。

今回の改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等が公布され、地方税法の施行に関する取扱いについての国民健康保険税に関する事項の改正部分について、原則として令和6年1月1日から施行されることに伴い、日之影町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容は、産前産後期間に係る所得割額及び被保険者均等割額の減額について規定するものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、第21条の5の中の大きな4番、これ何か非常に分かりにくいんですが、どういうことか分かりやすく説明をお願いいたします。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（谷川 靖君） 甲斐議員の御質問にお答えします。

確かに条文にすると非常に分かりにくくなっていますが、その部分は1月分の取扱いがどうなるかというところで、例えば出産予定月というのがその基準になるわけなんですけど、それが3月とかが予定月だったら次の月まで、2か月後までかかりますから4月、5月とかにかかってくる。そのときの計算の方法が、1月分を12分の1というふうに捉えて整理するというようなこととなります。

基本的に4か月が対象月となりまして、1か月前、それからその出産月、それから1か月後、2か月後という形で、それが年度間をまたがった場合とか。それから、あといろんなそのケースによって、そのときに取扱いについては1か月が基準になるというような意味です。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） ちょっとなんか私変な質問したのかなと思っていたんですが、この議案書でいくと、ページでいくと、3枚目の第21条の5、この下の大きな4、「第1項の規定にかかわらず、町長が当該出産被保険者について同条項に掲げる事項及び第2項」ずっとあるじゃないですか。

これってざっくりどういうことかなというのが非常に難しいですよ、これ。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（谷川 靖君） 大変失礼いたしました。先ほどの、その前の項の5項を読んでおりました。大変申し訳ありません。

その部分については、第21条の5というのがその申請の届出の様式とかを定める、内容を定めるという条文です。最後のところに、そこまでに書いてあるような書類がそろわなかったりとかした場合はそれに変わるもので届出ができるというようなことの意味です。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） 甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） それでは、第21条の5が基本ベースになりますよと。そして、ここでこの書類が全て、全てかどうか分かりませんが、これが結局ないとかそろわない場合は、この4のくくり、第1項の規定にかかわらずということになるわけですか。それを、逆に証明するものがあればそれでいいですよということと解していいわけですかね、これ。

○議長（高館 英嗣君） 税務課長。

○税務課長（谷川 靖君） 今議員がおっしゃったとおり、その書類に、届出に必要なものがそろわなかったときはそういう形での対応ができるという意味です。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第11、議案第60号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第61号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第12、議案第61号西臼杵広域行政事務組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤貢君。

[町長登壇]

○町長（佐藤 貢君） 議案第61号西臼杵広域行政事務組合規約の変更についての提案理由を説明いたします。

西臼杵郡3町においては、長期的に地域の医療提供体制を存続させるために、令和3年10月に西臼杵地域における医療連携に係る基本構想を発表し、西臼杵郡内の3公立病院について機能再編を行い、地域完結型医療を目指すこと、また一部事務組合による経営統合を早期に実現することとしたところであります。

これに伴い、経営統合の準備を進めるために、令和5年4月に西臼杵広域行政事務組合が共同処理する業務に、西臼杵郡内公立病院の統合再編業務に関するものを加えたところですが、組合規約中の共同処理する事務及び費用の分担等について追加が必要となりましたので、地方自治法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

[町長降壇]

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました議案第61号西臼杵広域行政事務組合規約の変更については休会中の議案熟読をお願いすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号については休会中の議案熟読をお願いすることに決定しました。

日程第13. 議案第62号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第13、議案第62号工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第62号工事請負変更契約の締結についての提案理由を説明いたします。

令和5年度学校施設環境改善交付金事業日之影中学校大規模改造工事は、令和5年7月31日に議会の議決を頂き、契約した工事であります。

今回の変更事項は、便所棟のユニット及び給排水衛生設備工事の追加や普通教室棟からセンターコア棟への渡り廊下工事の追加等により、工事請負金額が2,179万7,808円増加し、工事請負変更契約金額が1億4,939万7,808円となりましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。小川輝久君。

○議員（3番 小川 輝久君） 工事請負契約の締結ということで提案がなされておりますが、実は私たちの総務文教で先般来この工事現場等の視察状況等もさせていただき、そこでいろいろ質問等もいたしたところでございますが、この物価高騰によるさらなる追加というものはないのかということ指摘をしたんですけれども、答弁としてはありませんと、工事契約を締結した以上はそれはありませんよという返答でありましたが、この2,100万余りの増加ということで、今後の工事の追加というものはないということによろしいんですか。

○議長（高館 英嗣君） 建設課長。

○建設課長（佐藤 尚君） 今後の工事の追加ということですが、今発注しておりますエレベーター等の増築工事、本体の工事と今回追加しました便所棟のユニット及び給排水衛生施設工事の追加工事、それと渡り廊下の工事、それとバリアフリー工事につきましてはほぼ変更はないと思われれます。

ただ、インターロッキング舗装の補修とかそういうふうな軽微な変更は出てくるとは思いますが、物価高騰による変更はないと思っております。

以上です。

○議長（高館 英嗣君） ほかに質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 反対討論、賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。日程第13、議案第62号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高館 英嗣君） 起立多数であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第63号

日程第15. 議案第64号

日程第16. 議案第65号

日程第17. 議案第66号

日程第18. 議案第67号

日程第19. 議案第68号

日程第20. 議案第69号

○議長（高館 英嗣君） 次に、日程第14、議案第63号令和5年度日之影町一般会計補正予算（第6号）から日程第20、議案第69号令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの補正予算7件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 議案第63号令和5年度日之影町一般会計補正予算（第6号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、県単治山事業、過年発生林業施設災害復旧事業並びに人事院勧告に伴う人件費等が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

町税は固定資産税等で7,351万5,000円の追加、分担金及び負担金は老人保護費負担金等で615万3,000円の追加、国庫支出金は社会保障・税番号制度システム整備事業等で

1,304万1,000円の追加、県支出金は林業施設災害復旧費補助金等で4,329万3,000円の追加、寄附金は一般寄附金等で200万円の追加、繰入金はふるさと応援基金繰入金で854万5,000円の追加、諸収入は後期高齢者医療給付費精算金等で878万2,000円の追加、町債は災害復旧債等で300万円の減額、自動車取得税交付金は9万9,000円の追加。以上、歳入補正を1億5,242万8,000円の追加とし、歳入総額を71億7,931万9,000円といたします。

次に、歳出について申し上げます。

議会費は議員期末手当等で38万5,000円の追加、総務費は戸籍システム改修委託料等で2,619万9,000円の追加、民生費は障害者自立支援事業扶助費等で1,479万2,000円の追加、衛生費は新型コロナウイルスワクチン接種事業システム改修委託料等で22万8,000円の追加、農林水産業費は県単治山事業等で3,503万7,000円の追加、商工費は施設管理委託料等で810万6,000円の追加、土木費は測量設計委託料等で365万1,000円の追加、消防費は非常備消防費等で26万3,000円の追加、教育費はスクールバス運行委託料等で303万1,000円の追加、災害復旧費は過年発災林業施設災害復旧費等で2,394万6,000円の追加、公債費は長期債借入償還利子等で160万円の減額、予備費は3,839万円の追加。以上、歳出補正を1億5,242万8,000円の追加とし、歳出総額を71億7,931万9,000円といたします。

次に、第2表、地方債補正については、借入限度額を変更するものであります。

次に、議案第64号令和5年度日之影町国民健康保健病院事業会計補正予算（第3号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保支援事業費補助金の確定及び人事院勧告に伴う人件費等が主なものであります。

まず、収益的収入について申し上げます。

病院事業収益の医業外収益は、補助金で524万8,000円を追加するものであります。

次に、収益的支出について申し上げます。

医業費用は給与費を743万8,000円追加し、予備費を219万円減額し、収益的収入及び支出の予算総額を7億3,572万2,000円とするものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費4億1,247万1,000円を4億1,990万9,000円とするものであります。

次に、議案第65号令和5年度日之影町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、保険給付費の増に伴う補正が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

県支出金を6,389万4,000円、繰入金を67万6,000円それぞれ追加するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費を133万6,000円、保険給付費を6,323万4,000円、諸支出金を36万6,000円それぞれ追加し、予備費を36万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額を6億6,572万7,000円とするものであります。

次に、議案第66号令和5年度日之影町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、人事院勧告等に伴う人件費の補正であります。

まず、歳入について申し上げます。

歳入につきましては、追加、減額なしであります。

次に、歳出について申し上げます。

衛生費の簡易水道費を37万9,000円追加、予備費を37万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額を増減なしの7,878万3,000円とするものであります。

次に、議案第67号令和5年度日之影町奨学資金事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、新たな奨学資金貸付者の増に伴う補正であります。

まず、歳入について申し上げます。

基金繰入金を280万円追加するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

奨学資金貸付金を280万円追加し、歳入歳出予算の総額を1,378万7,000円とするものであります。

次に、議案第68号令和5年度日之影町介護保険特別会計補正予算（第3号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、令和6年4月の介護保険制度改正に対応するシステム改修費用経費の追加、介護認定者の介護サービス利用回数減に伴う介護サービス諸費等の減額及び人事院勧告に伴う人件費等が主なものであります。

まず、歳入について申し上げます。

保険料を33万8,000円減額、国庫支出金を50万円追加、支払基金交付金を58万6,000円、県支出金を56万4,000円それぞれ減額し、繰入金を133万円追加するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

総務費を247万4,000円追加、保険給付費を220万3,000円減額、地域支援事業費を7万1,000円追加し、歳入歳出予算の総額を7億1,764万5,000円とするものであります。

次に、議案第69号令和5年度日之影町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の提案理由を説明いたします。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金の減に伴う補正であります。

まず、歳入について申し上げます。

一般会計繰入金を84万9,000円減額するものであります。

次に、歳出について申し上げます。

後期高齢者医療広域連合納付金を84万9,000円減額し、歳入歳出予算の総額を5,698万9,000円とするものであります。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

〔町長降壇〕

○議長（高館 英嗣君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。ただいま提案のありました補正予算7件については、休会中の議案熟読をお願いすることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高館 英嗣君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号から議案第69号までの7件については休会中の議案熟読をお願いすることに決定しました。

○議長（高館 英嗣君） 以上で、本日の議事日程は全て――甲斐徳仁君。

○議員（8番 甲斐 徳仁君） 先ほど、議案第60号におきましてですね、国民健康保険の保険税条例の一部を改正する条例、議案書にあまりにも集中しておりましたものですから起立するのを忘れておりましたが、誤解のないように、賛成でありますので、確認をしておきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（高館 英嗣君） 分かりました。

それでは、以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

午前11時57分散会